

【施設・通所・居住系サービス編】

指定障害福祉サービス事業所等に対する集団指導

⑤ 計画相談支援に関すること

平成26年3月19日

岡山県保健福祉部障害福祉課



平成24年4月から障害福祉サービス等の利用方法が変わりました

・市町村に支給申請

・市町村からサービス等利用計画案を提出するよう求められる

・相談支援事業所にサービス等利用計画案の作成を依頼

・市町村にサービス等利用計画案を提出

・市町村はサービス等利用計画案などを参考に支給決定

・相談支援事業所は事業者や日程などを調整してサービス等利用計画を作成

・サービス利用開始

・一定期間ごとに、サービス等の利用状況の確認を行い必要に応じ計画の見直しを行う

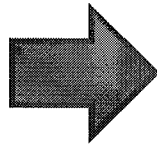
「障害者」の相談支援体系

見直し前

見直し後

市町村による相談支援事業

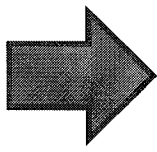
市町村／指定相談支援事業者に委託可
○障害者・障害児等からの相談(交付税)



市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可
○障害者・障害児等からの相談(交付税)

サービス等利用計画

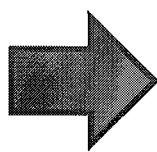
指定相談支援事業者
※事業者指定は都道府県知事が行う。
○指定相談支援(個別給付)
・サービス利用計画の作成
・モニタリング
○障害者・障害児等からの相談



指定特定相談支援事業者(計画作成担当)
※事業者指定は市町村長が行う。
○計画相談支援(個別給付)
・サービス利用支援
・継続サービス利用支援
○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)
・支給決定の参考
・対象を拡大

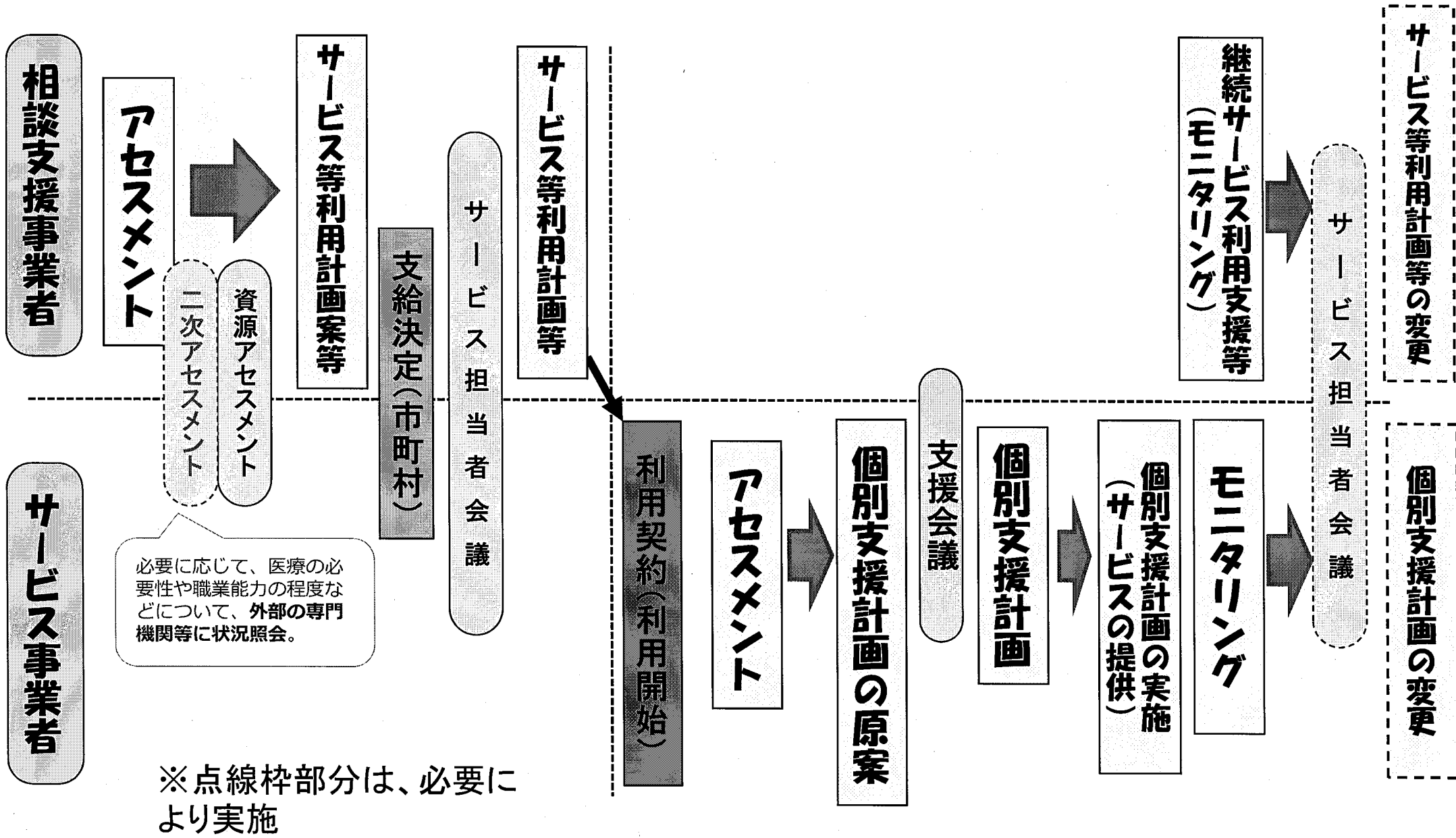
地域移行支援・地域定着支援

○精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)
(都道府県／指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)
○居住サポート事業(補助金)
(市町村／指定相談支援事業者等に委託可)



指定一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)
※事業者指定は都道府県知事等が行う。
○地域相談支援(個別給付)
・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)
○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と
障害福祉サービス事業者の関係(H24. 4～)



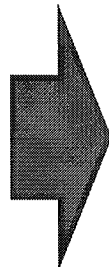
サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他



サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

サービス事業者

サービス事業者

アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他



個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(支給要否決定等)

第二十二條

4 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。

5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。 ←セルフプランの規定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

(法第二十二條第四項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第十二條の二 法第二十二條第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第二十条第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

(法第二十二條第五項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第十二條の四 法第二十二條第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案)

第十二条の五 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

附則

(サービス等利用計画案の提出に関する経過措置)

第五条 平成二十七年三月三十一日までの間は、第十二条の二及び第三十四条の三十六の規定の適用については、これらの規定中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であって市町村が必要と認めるとき」とする。

※児童福祉法に基づく障害児通所給付を受ける場合も同様の規定がある。

岡山県内の相談支援事業の実施状況(H25.1～H26.1 国保連データ抽出他)

	障害福祉サービス支給決定件数(実数)	地域相談支援支給決定件数(実数)	計画相談支援	進捗率		障害児支援支給決定件数(実数)	障害児相談支援	進捗率
H25年1月	13,168	169	537	4.03%		4,840	225	4.65%
H25年2月	13,183	169	577	4.32%		4,827	243	5.03%
H25年3月	13,315	173	680	5.04%		4,894	276	5.64%
H25年4月	13,442	179	748	5.49%		4,923	344	6.99%
H25年5月	13,567	184	825	6.00%		5,012	379	7.56%
H25年6月	13,653	184	891	6.44%		5,063	414	8.18%
H25年7月	13,605	191	1,000	7.25%		5,027	435	8.65%
H25年8月	13,742	197	1,084	7.78%		5,109	474	9.28%
H25年9月	13,843	194	1,163	8.29%		5,134	494	9.62%
H25年10月	13,913	205	1,256	8.90%		5,172	511	9.88%
H25年11月	13,772		1,399	10.16%		5,208	553	10.62%
H25年12月	14,079		1,554	11.04%		5,258	584	11.11%
H26年1月	14,297		1,655	11.58%		5,273	623	11.81%

計画相談支援等の進捗率（平成26年1月末現在）

市町村	障害者総合支援法分			児童福祉法分		
	障害福祉サービス受給者数 a (※1)	計画作成済み人数 b (※2)	進捗率 b/a(%)	障害児通所支援受給者数 c (※3)	計画作成済み人数 d (※4)	進捗率 d/c(%)
合計	14,297	1,655	11.58%	5,273	623	11.81%
岡山市	4,915	319	6.49%	1,711	41	2.40%
倉敷市	3,398	231	6.80%	1,800	139	7.72%
津山市	1,176	294	25.00%	277	0	0.00%
玉野市	405	74	18.27%	250	12	4.80%
笠岡市	392	7	1.79%	104	44	42.31%
井原市	312	145	46.47%	124	110	88.71%
総社市	414	123	29.71%	253	57	22.53%
高梁市	229	16	6.99%	103	63	61.17%
新見市	228	45	19.74%	64	26	40.63%
備前市	342	10	2.92%	22	0	0.00%
瀬戸内市	290	56	19.31%	62	23	37.10%
赤磐市	323	25	7.74%	82	2	2.44%
真庭市	415	45	10.84%	6	0	0.00%
美作市	265	81	30.57%	36	0	0.00%
浅口市	250	7	2.80%	109	44	40.37%
和気町	153	30	19.61%	12	0	0.00%
早島町	75	30	40.00%	71	12	16.90%
里庄町	73	1	1.37%	17	17	100.00%
矢野町	105	0	0.00%	41	16	39.02%
新庄村	3	0	0.00%	0	0	#DIV/0!
鏡野町	108	3	2.78%	28	0	0.00%
勝央町	67	9	13.43%	23	0	0.00%
奈義町	44	5	11.36%	6	0	0.00%
西栗倉村	24	0	0.00%	0	0	#DIV/0!
久米南町	41	5	12.20%	8	0	0.00%
美咲町	121	4	3.31%	44	0	0.00%
吉備中央町	129	90	69.77%	20	17	85.00%

※1 障害福祉サービス又は地域相談の受給者数

※2 月末時点でのサービス等利用計画作成者数

※3 障害児通所支援の受給者数

※4 月末時点での障害児支援利用計画作成者数

なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

都道府県別 計画相談実績 (平成25年12月末時点)

※1 調査時点での障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数(なければ直近の数字)
 ※2 調査時点での「サービス等利用計画案」作成者数(市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数)
 ※3 平成25年12月時点の実績のうち、三重県は平成25年11月分を報告。
 なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上。

No.	都道府県名	障害者総合支援法分(※3)			児童福祉法分(※3)		
		障害福祉サービス等 受給者数 a (※1)	計画作成済人数 b (※2)	達成率 b/a (%)	障害福祉サービス等 受給者数 a (※1)	計画作成済人数 b (※2)	達成率 b/a (%)
	(合計)	811,459	194,148	23.9%	171,658	43,246	25.2%
1	北海道	50,893	10,012	19.7%	14,179	3,213	22.7%
2	青森県	11,223	4,431	39.5%	1,488	694	46.6%
3	岩手県	10,282	2,822	27.4%	1,721	365	21.2%
4	宮城県	13,809	2,081	15.1%	2,528	202	8.0%
5	秋田県	7,860	3,035	38.6%	659	339	51.4%
6	山形県	7,192	2,990	41.6%	1,308	593	45.3%
7	福島県	12,240	3,664	29.9%	2,236	1,054	47.1%
8	茨城県	16,272	3,503	21.5%	3,781	731	19.3%
9	栃木県	11,149	2,619	23.5%	2,048	565	27.6%
10	群馬県	10,110	4,027	39.8%	1,481	701	47.3%
11	埼玉県	30,679	7,764	25.3%	5,998	1,260	21.0%
12	千葉県	28,793	7,678	26.7%	7,665	2,051	26.8%
13	東京都	71,940	10,259	14.3%	14,370	2,106	14.7%
14	神奈川県	44,824	5,887	13.1%	10,239	2,881	28.1%
15	新潟県	14,539	4,918	33.8%	1,902	609	32.0%
16	富山県	6,121	2,198	35.9%	1,166	412	35.3%
17	石川県	7,742	1,895	24.5%	1,186	472	39.8%
18	福井県	6,283	2,159	34.4%	929	193	20.8%
19	山梨県	5,401	1,458	27.0%	869	283	32.6%
20	長野県	13,789	5,019	36.4%	2,015	750	37.2%
21	岐阜県	11,982	4,141	34.6%	4,416	1,566	35.5%
22	静岡県	20,184	3,994	19.8%	4,156	1,233	29.7%
23	愛知県	39,357	20,271	51.5%	10,158	2,518	24.8%
24	三重県	11,606	2,081	17.9%	2,118	431	20.3%
25	滋賀県	9,609	2,020	21.0%	1,570	153	9.7%
26	京都府	18,340	1,534	8.4%	3,738	368	9.8%
27	大阪府	64,177	8,362	13.0%	12,633	1,881	14.9%
28	兵庫県	34,945	5,561	15.9%	7,436	1,352	18.2%
29	奈良県	8,844	1,319	14.9%	2,684	710	26.5%
30	和歌山県	8,106	3,311	40.8%	1,991	207	10.4%
31	鳥取県	5,613	1,876	33.4%	642	81	12.6%
32	島根県	6,982	2,410	34.5%	869	491	56.5%
33	岡山県	14,079	1,554	11.0%	5,258	584	11.1%
34	広島県	19,409	5,324	27.4%	6,543	1,626	24.9%
35	山口県	9,969	4,543	45.6%	1,824	1,044	57.2%
36	徳島県	7,033	2,874	40.9%	1,844	814	44.1%
37	香川県	5,938	2,046	34.5%	1,172	461	39.3%
38	愛媛県	11,025	3,205	29.1%	2,283	1,095	48.0%
39	高知県	5,715	1,293	22.6%	829	169	20.4%
40	福岡県	36,555	3,070	8.4%	5,833	854	14.6%
41	佐賀県	6,373	935	14.7%	853	195	22.9%
42	長崎県	12,567	3,259	25.9%	1,953	666	34.1%
43	熊本県	14,670	5,141	35.0%	3,208	1,472	45.9%
44	大分県	9,891	3,678	37.2%	1,344	545	40.6%
45	宮崎県	9,187	2,760	30.0%	1,331	629	47.3%
46	鹿児島県	15,311	5,903	38.6%	4,217	1,784	42.3%
47	沖縄県	12,851	3,264	25.4%	2,987	843	28.2%

○厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課調べ

◎1,738箇所中、40%以上：463箇所 / 30%以上～40%未満：288箇所 / 20%以上～30%未満：315箇所
 10%以上～20%未満：313箇所 / 10%未満：355箇所 / 対象者なし：4箇所

計画相談支援・障害児相談支援

1. 対象者

→ 障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、対象者を大幅に拡大。

具体的な対象者については、以下のとおり。

(障害者自立支援法の計画相談支援の対象者)

- ・ 障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児
- ・ 地域相談支援を申請した障害者

※ 介護保険制度のサービスを利用する場合については、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等の場合で、市町村が必要と認めるとき求めるものとする。

(児童福祉法の障害児相談支援の対象者)

障害児通所支援を申請した障害児

→ 対象拡大に当たっては相談支援の提供体制の整備が必要であるため、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までに原則としてすべての対象者について実施。

また、新規利用者、従前のサービス利用計画作成費の支給対象者(※)、施設入所者を優先して拡大することとし、年次計画や個別の対象者の選定については、市町村が上記の優先対象を勘案して判断。

なお、施設入所支援と就労継続支援B型又は生活介護の利用の組み合わせは、ケアマネジメント等の手続きを前提に認めることとしているため、当該組み合わせに係る平成24年4月以降の新規利用者はサービス等利用計画作成が必須となることに留意。

- ※
- ① 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ② 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
 - ③ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。)

2. サービス内容

○ 支給決定時(サービス利用支援・障害児支援利用援助)

- 法
- ・ 支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画(以下、「計画」という。)案を作成。
 - ・ 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。

○ 支給決定後(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)

- 法
- ・ 厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う(モニタリング)。
 - ・ サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

3. 事業の実施者（市町村が指定する特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当））

（指定手続）

- 「総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者」が、事業所の所在地を管轄する市町村長に申請し、当該市町村長が指定。（事業所の所在地以外の市町村の障害者（児）への計画相談支援、障害児相談支援も実施可。）
- 「総合的に相談支援を行う者」の基準については、以下を満たす事業者とする。
 - ① 三障害対応可（事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合でも、他の事業所との連携により対応可能な場合や、身近な地域に指定特定・障害児相談支援事業所がないときを含む。）
 - ② 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること
 - ③ 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること

（人員基準）

- 管理者及び相談支援専門員（従前の指定相談支援事業者と同じ）とする。

※ 事業所ごとに、専従の者を配置しなければならない。（地域相談支援は業務に支障がないものとして兼務可）
ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（運営基準）

- 計画作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成。
- 計画作成手続
 - ① 支給決定前に、利用者の居宅等への訪問面接によるアセスメントを行い、計画案（モニタリング期間の提案を含む）を作成。
 - ② 利用者等の同意を得て、計画案を利用者に交付。
 - ③ 支給決定後、事業者と連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、計画案の内容の説明及び意見を求める。
 - ④ ③により意見を求めた計画案について、利用者等に説明し、文書により同意を得て、計画を利用者に交付。
- 掲示等
重要事項（運営規定の概要、業務の実施状況、従事する者の資格、経験年数、勤務体制等）の掲示義務の他、公表の努力規定。

※ その他、従前の指定相談支援に係る指定基準と同様に、秘密保持、苦情解決、記録の整備等必要な事項について規定。

（その他）

- 障害児については、指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の両方の指定を受けることが基本。
- 市町村直営の場合には、支給決定を行う組織とは独立した体制が確保されている場合に限り、指定。

4. 報酬

○ 計画相談支援・障害児相談支援は、従前のサービス利用計画作成費の基本報酬を踏まえて基本報酬を設定しつつ、従前の特定事業所加算分を組み入れて報酬単位を引上げ。

- ・ サービス利用支援・障害児支援利用援助(計画作成) 1,600単位/月
- ・ 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助(モニタリング) 1,300単位/月
- ・ 特別地域加算 +15/100
- ・ 利用者負担上限額管理加算 150単位

※ 介護保険のケアプランが作成されている利用者にサービス等利用計画の作成を求める場合であって、同一の者が作成を担当する場合には、報酬上の調整を行う。

※ 障害児が障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用する場合には、計画相談支援及び障害児相談支援の対象となる。
この場合の報酬については、障害児相談支援給付費のみ支給。

継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助のモニタリング期間

1 基本的な考え方

- ・ 対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとする。
- ・ 一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示す。

2 モニタリング期間の設定(省令事項)

市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の提案を踏まえて、心身の状況、その置かれている環境等及び以下の標準期間を勘案して市町村が必要と認める期間とする。

標準期間

- ① 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者※④を除く → 利用開始から3ヶ月間、毎月
- ② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者 ※①を除く
- ア 以下の者(従前の制度の対象者) → 毎月
- ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ・ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
 - ・ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。)
- イ ア以外の者 → 6ヶ月ごとに1回
- ③ 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援※①及び④を除く → 1年ごとに1回
- ④ 地域移行支援、地域定着支援 → 6ヶ月ごとに1回

勘案事項

- 障害者等の心身の状況
- 障害者等の置かれている環境
 - ・ 家族状況
 - ・ 障害者等の介護を行う者の状況
 - ・ 生活状況(日中活動の状況(就労・通所施設等)、地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ(乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等)の変化)
- 総合的な援助の方針(援助の全体目標)
- 生活全般の解決すべき課題
- 提供される各サービスの目標及び達成時期
- 提供されるサービスの種類、内容、量 等

3 モニタリング期間設定等の手続(省令事項)

- ① 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)が、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案を含む。以下同じ。)に「モニタリング期間(毎月、6月ごと等)案」を記載。
- ② 利用者が、当該サービス等利用計画案を市町村に提出(併せて支給申請書、計画担当事業者の届出書を提出)。
- ③ 市町村は、サービスの支給決定に併せ、計画相談支援給付費(障害児相談支援給付費を含む。以下同じ。)の支給を通知。その際、市町村は、「モニタリング期間(毎月、6月ごと等)」等を定め、対象者に通知。(受給者証にも記載。)
- ④ モニタリング期間を変更(毎月→6ヶ月等)する場合には、市町村は、その都度、変更したモニタリング期間を利用者に通知。(対象者に受給者証の提出を求めモニタリング期間の記載を変更)。

※ 計画相談支援給付費の支給期間は、サービス等利用計画の作成月からサービスの最長の有効期間の終期月を基本。

※ モニタリング期間の設定に当たっては、モニタリング実施月の特定等のため、当該モニタリング期間に係るモニタリングの開始月と終期月を設定。

・ 開始月 → サービスの有効期間の終期月にモニタリングを実施することとした上で、モニタリング期間を踏まえて設定。

・ 終期月 → 原則、計画相談支援給付費の支給期間の終期月とする。

ただし、毎月実施する者は原則最長1年以内(新規又は変更により著しくサービス内容に変動があった者は3ヶ月以内を基本とする)。

※ 利用者が相談支援事業者の変更を希望する場合には、相談支援事業者の変更届出書及び受給者証を市町村に提出。市町村が受給者証の記載を変更し利用者に返還。

※ 対象者が不在である等によりやむを得ずモニタリング期間が予定月の「翌月」となった場合であって、市町村が認めるときには報酬を算定可。

4 その他の論点

セルフプラン作成者に係るモニタリングの取扱い

セルフプラン作成者は、自ら計画を作成できる者であることから、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)によるモニタリングは実施しないこととする。

相談支援専門員がサービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅)と兼務する場合のモニタリング等の取扱い

相談支援専門員は、原則専従としているが、相談支援の提供体制を確保する観点から、従前と同様に、業務に支障がない場合にはサービス提供事業所の職員等の兼務を認めることとしている。

サービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅すべて)と兼務する相談支援専門員がサービス等利用計画を作成した結果、兼務するサービス提供事業所を利用することとなった場合、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねない。

このため、以下のやむを得ない場合を除き、モニタリングや支給決定の更新又は変更に係るサービス利用支援については当該事業所と兼務しない別の相談支援専門員が行うことを基本とする。

- ① 地域に他の相談支援事業者がない場合
- ② 新規支給決定又は変更後、概ね3ヶ月以内の場合(計画作成とその直後のモニタリングは一体的な業務であること、また、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。)
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

モニタリングの標準期間のイメージ

※ 当該期間は、「標準」であり、対象者の状況に応じ「2、3ヶ月」とすることや、在宅サービスの利用者を「1年に1回」とすること、入所サービスの利用者を「1年に1回以上」とすることなどが想定されることに留意。

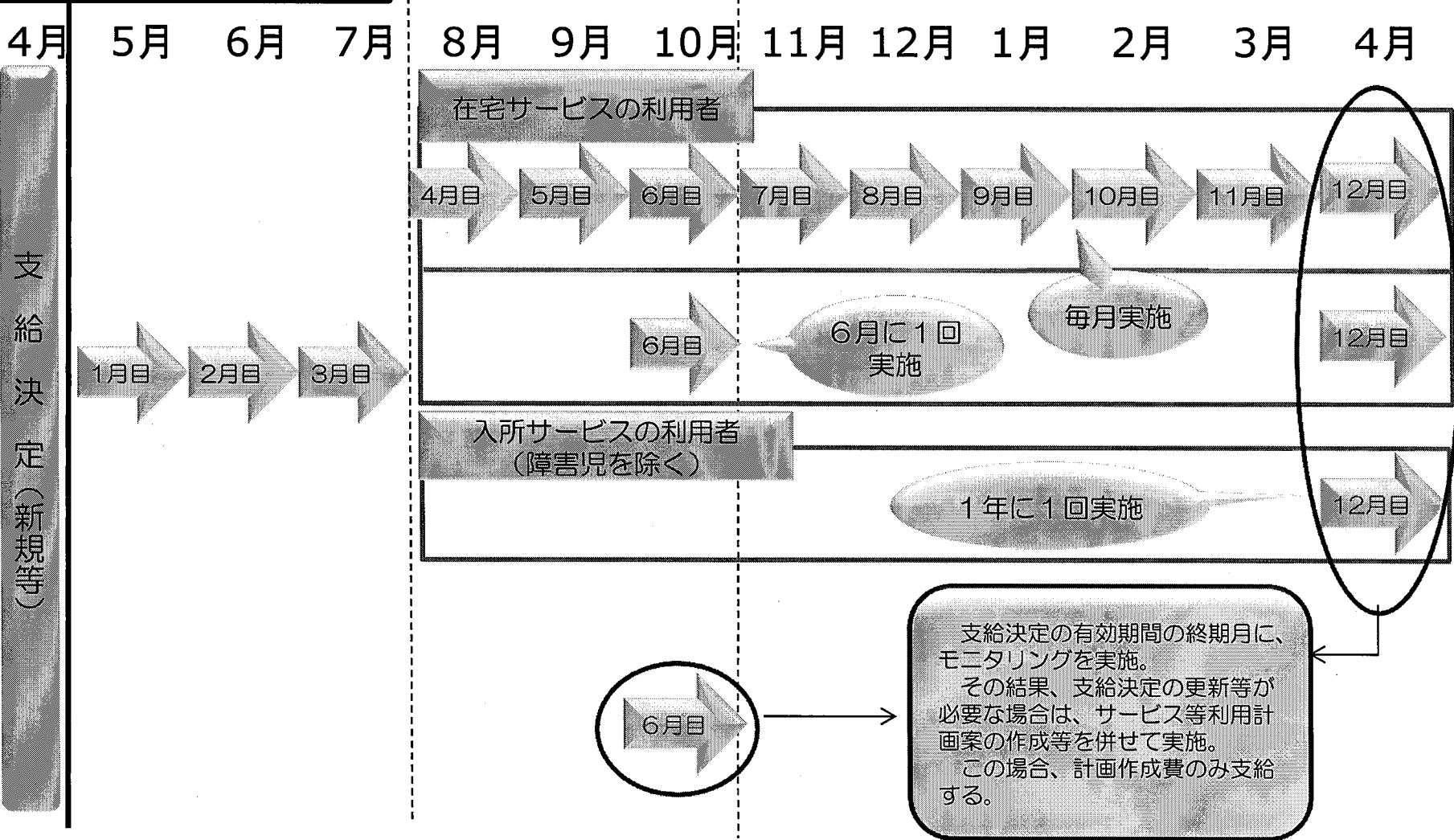
5月1日に新規に利用開始する場合の例

11月1日

支給決定の有効期間が
1年の場合

障害福祉
サービスの
利用者
地域相談支
援の利用者
障害児通所
支援の利用
者

支給決定の有効期間が
6か月の場合



申請書類の様式は、

岡山県障害福祉課ホームページ



障害者総合支援法・児童福祉法(障害児関係)



相談支援事業に係る情報について(一般相談支援
、特定・障害児相談支援関係)



特定・障害児相談支援事業に係る申請様式例につ
いて

特別支援学校高等部卒業者等に係る就労継続支援B型事業の利用の取扱いについて

現行の取扱い(対象者)

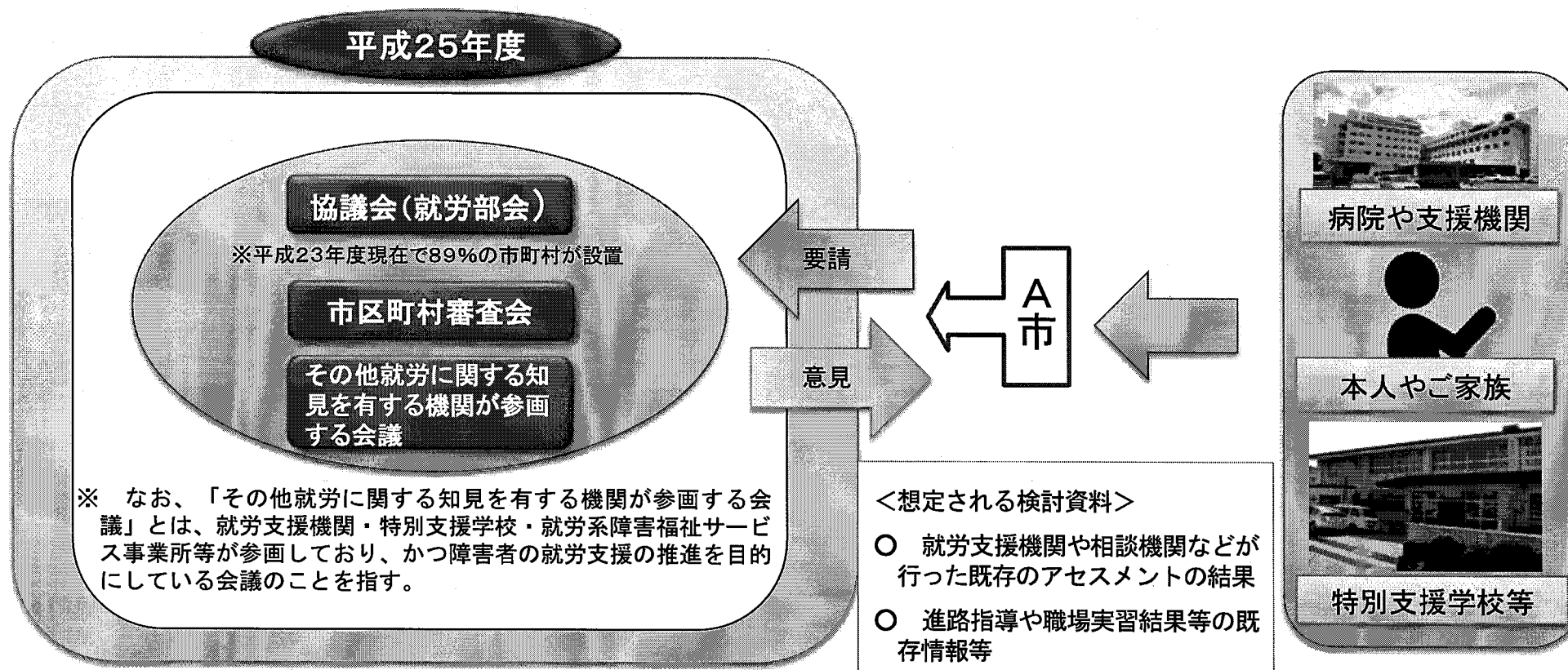
- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①、②、③に該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者(平成24年度末までの経過措置)

平成25年4月以降の取扱い

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①から③までのいずれにも該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した本事業の利用希望者(平成27年3月31日までの間に限る。)

※ この経過措置により平成25年4月以降に就労継続支援B型の利用を開始した場合、当該支給決定更新時には、相談支援事業所と共に、就労移行支援事業所によるアセスメントを受けることとするので御留意いただきたい。

特別支援学校高等部卒業生等に係る就労継続支援B型の利用の経過措置の取扱い (平成25年4月～平成27年3月まで)



就労移行支援事業所（障害者就業・生活支援センターが同一法人の就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受ける場合を含む）でアセスメントができない者については、市町村が就労継続支援B型の利用を判断する前に、利用希望者の状況を事前調査し、協議会(就労部会)、市区町村審査会、その他就労に関する知見を有する機関が参画する会議等に意見を要請する。

意見の結果「就労継続支援B型の利用がやむを得ない」ないしは「適当である」ことが確認された者を就労継続支援B型利用可とする方法。